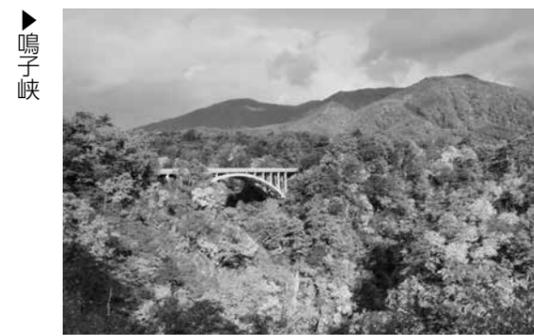




景観形成の推進体制



◀緒絶川の景観



▶鳴子峡

今後、景観計画の運用により、届出制度による緩やかな規制・誘導の枠組みをつくるとともに、計画を広く周知していきます。

市民の皆さんから景観やまちづくりに関する提案をいただきながら、より地域に特化した基準を設けることができる景観形成重点地区の検討や地域単位でつくることのできる景観づくり市民協定の活用を検討など、内容を徐々に充実させていく「成長型の計画」としてさらなる良好な景観形成へとつながっていくよう取り組みを進めていきます。

景観は市民・事業者・行政のおおの日常の取り組み、事業活動などによって形成されるものです。これをより魅力的なものにしていくためには、それぞれの努力と相互の協力が不可欠となります。

市民、事業者、行政が一丸となって景観づくりを進めていきます。

今後の取り組みについて

各種情報について

今回、お知らせした市景観計画および景観条例や届出に関する情報は市ウェブサイトに掲載しています。下記のQRコードからアクセスできますので、確認してください。



▲市ウェブサイトQRコード



▲大崎市の景観イメージ

届出制度が始まります

10月1日から景観計画および景観条例の施行に伴い、届出制度の運用が始まります。

届出制度の運用開始により、建築物や工作物の新築や改築、開発行為など、一定の規模を超える行為について、着手の30日前には市へ届け出る必要があります。届け出が必要な行為は下表のとおりです。

なお、景観条例では、事前協議を義務付けていますので、なるべく計画が固まる前段階での事前協議の実施をお願いします。

景観を守るために 必要な「基準」

届け出のあった建築物などは景観計画に設けられた景観形成基準や色彩基準と合っているか市が審査を行います。

審査の結果、基準に適合すると認められた場合に、市から適合通知書が送られ、行為に着手することができます。

▼届出の流れ

```

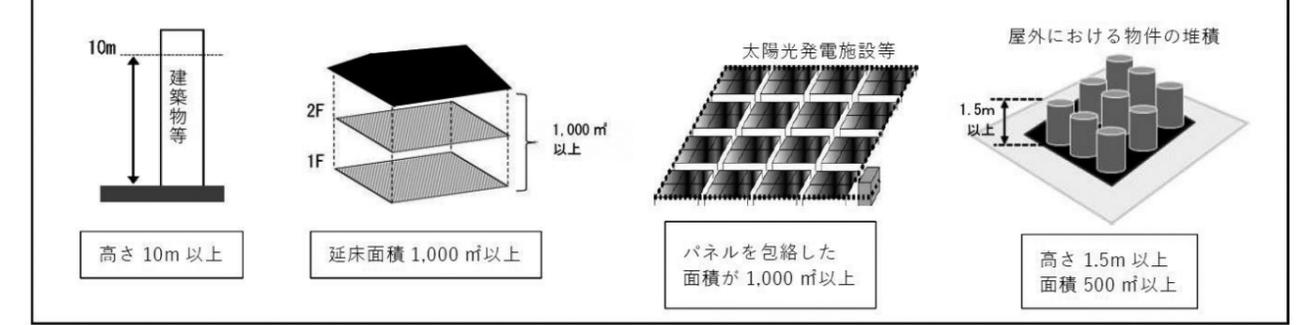
    graph TD
      A[事前相談(必要に応じて)] --> B[事前協議(条例)]
      B --> C[行為の着手30日前まで]
      C --> D[行為の届出(法第16条)]
      D --> E{適合/不適}
      E -- 適合 --> F[適合審査]
      E -- 不適 --> G[勧告(変更命令)など  
変更・修正]
      F --> H[行為の着手]
      G --> H
      H --> I["変更の相談及び変更届出書"]  
の提出(法16条)]
      I --> J[完了届の提出(条例)]
  
```

▼届出の必要な行為

行為	届出対象	
建築物※	<ul style="list-style-type: none"> 次いずれかに該当するもの ・高さ10 m以上のもの ・延床面積が1,000㎡以上のもの 	
工作物※	<ul style="list-style-type: none"> ・新設、増築、改築もしくは移転 ・外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更 	<ul style="list-style-type: none"> 建築確認申請が必要な工作物 高さ10 m以上のもの 柱類については20 m以上のもの
	太陽光発電施設等の用途に供するもの	パネルを設置する範囲を包絡した面積の合計が1,000㎡以上のもの
	風力発電施設等の用途に供するもの	ブレードを含む高さが10 m以上のもの
開発行為	開発事業区域の規模が1,000㎡以上のもの	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> 次いずれかに該当するもの ・高さが1.5 mを超えるもの ・面積500㎡以上のもの 	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> 次いずれかに該当するもの ・高さ3 m以上の法面もしくは擁壁を生じるもの ・面積3,000㎡以上のもの 	

※以下のものは除きます。
① 100㎡以下の増改築 ② 増築、改築または移転で、外観の変更を伴わないもの

▼届出の対象となる行為のイメージ



※通常の管理行為や軽易な行為など、届出対象外となる場合がありますので、詳細については、届出制度の手引きを確認するか、都市計画課都市計画担当(☎23-8069)へ問い合わせください。